

公告すべき書類

甲賀 2 地区農村集落基盤再編・整備事業 (甲南町下野川 工区)

- (1) 土地改良事業変更計画概要書
- (2) 事業費の負担区分の予定および地元負担の予定基準書
- (3) 土地改良事業の施行にかかる地域を記載した書面

（１）土地改良事業変更計画概要書

土地改良事業變更計画概要書

農村集落基盤再編・整備事業

(用水路 5 : 甲南町 下野川 工区)

地区名 甲賀2地区

事業主体 甲賀市

目

次

第1章	目的	1	第5章	費用の概算	14
第2章	地域の所在及び現況	1	第6章	効用	14
第1節	地域	1	第7章	他の事業との関係	15
第2節	地積	1	第8章	計画概要図	16
第3節	気象及び海象	2			
第4節	土地状況	3			
第5節	水利状況	5			
第6節	地域農業の概況	5			
第7節	地域環境の概況	9			
第3章	基本計画	10			
第1節	事業計画の要旨	10			
第2節	営農計画及び土地利用計画	10			
第3節	環境配慮	12			
第4章	工事又は管理の要領	13			
第1節	用水施設	13			
第2節	排水施設	13			
第3節	道路及び索道	13			
第4節	農用地整備施設	13			

第1章 目的

本事業は、甲賀市農村振興基本計画の将来像実現に向けた施策を推進していくために実施する事業の一つであり、「農業生産基盤の整備」と「農村生活環境の整備」を併せて実施していくものである。

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

滋賀県甲賀市甲南町野川（下野川）

第2節 地積

(令和2年8月現在)

事業名	現況地目		田	畑	原野	山林	その他	計	備考
	市町村名		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	
農業用排水施設整備	甲賀市		8.72	0.08	-	-	-	8.80	
合 計			8.72	0.08	-	-	-	8.80	

第3節 気象及び海象

1 一般気象

観測所名	土山	かんがい期 5月～9月	非かんがい期 10月～4月	計または平均	備考
観測期間	S63年～H29年	21.5℃	7.4℃	13.3℃	
平均気温(℃)					
降水量	平均(mm) 基準年(mm)	990mm mm	653mm mm	1,642mm mm	
降水日数	平均(日) 基準年(日)	60日 日	72日 日	132日 日	
根雪期間				-日間	
無霜期間				-日間	
最多風向		ESE	最大風速 (風向)	16.6 m/s (ESE)	最多風向発生時期 4月～10月 最大風速発生年月日 平成25年4月6日

2 特殊気象

観測所名	土山	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	備考
観測期間		発生確率 年月日	発生確率 年月日	発生確率 年月日	発生確率 年月日	発生確率 年月日	
S63年～H29年							
最大日雨量(mm)	231.0	H7.5.12	H26.8.9	216.0	H29.10.22	203.0	H23.7.19
最大時間雨量(mm)	47.5	H25.9.16	H6.9.16	45.5	H26.8.9	45.0	H11.8.1
最大4時間雨量(mm)							
最大連続雨量(mm)	423.0	S63.8.10 ～8.17	H29.10.13 ～10.25	401.0	H2.9.13 ～9.20	364.5	H25.9.15 ～9.16
最大連続干天日数 (日)	44	H10.12.6 ～H11.1.18	H21.12.12 ～H22.1.20	40	H16.1.20 ～2.28	38	H9.10.5 ～11.11

3 海象 該当なし

第4節 土地状況

1 地形、土壌及び侵食の程度

事業名	地目	田						畑・その他						受益地標高(m)		備考	
		1/1,000 以下	1/1,000 ～ 1/100	1/100 ～ 1/20	1/20 ～ 1/11.5	1/11.5 以上	計	3° 以下	3° ～ 8°	8°～15°				15° ～ 20°	20° 以上		計
										8° ～ 10°	10° ～ 15°	8° ～ 15°	15° ～ 20°				
農業用排水施設整備	面積(ha)	-	8.72	-	-	-	8.72	0.08	-	-	-	-	-	-	197.5	195.5	
	比率(%)	-	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-			
	面積(ha)																
	比率(%)																
合計	面積(ha)	-	8.72	-	-	-	8.72	0.08	-	-	-	-	-	-	0.08		
	比率(%)	-	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0		

項目	土 壤 統 計 (区) 分 一 覧 表										面 積 (ha)		備 考	
	土			土 壌 壊 断		土 性		堆積様式	母材	事 業 名				
	色	腐植	礫層	酸化 沈殿物	表土	下層土	泥 炭 層 黒 泥 層 及びグライ層							
					一層	二層				三層				
土壌統 (区) 名											水農 施業用 整備排		計	
グライ土壌強粘土構造型	灰色	なし	なし	含む	CL	SCL	－	作土直下よりグライ土	水積	非固結 堆積岩	8.72		8.72	E40
計											8.72		8.72	

2 土地分類 該当なし

3 土地利用の状況

(令和2年8月現在)

事業名	土地利用別 市町村名	耕 地						山 林		探 草 放牧地 (ha)	原 野 (ha)	そ の 他 (ha)	計 (ha)	備 考
		水田 (ha)	普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	茶 園 (ha)	その他の 樹園地 (ha)	用材林 (ha)	薪炭林 (ha)					
農業用排水施設 整備	甲賀市 (用水路 5)	8.72	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.80	
合 計		8.72	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.80	

4 土地所有の状況

(令和2年8月現在)

事業名	区分	所有別					市 所 有	土 地 改 良 区 所 有	計	備 考
		個 人 所 有	県 所 有	市 所 有	土地改良区所有	土地改良区所有				
農業用排水施設 整備	面 積 (ha)	8.80							8.80	
	受益者数 (人)								-	
	筆 数 (筆)								-	
	権 利 関 係	所有権								
	備考(関係戸数)	10							10	

第5節 水利状況

地区内の用水は、ため池から取水している。用水路は県営及び団体営ほ場整備事業等で整備されている。経年変化による水路の損傷や沈下により、配水や営農に支障をきたしている。

第6節 地域農業の概況

1 産業別就業人口

項目	総数 (人)	農 業 (人)	林 業 (人)	漁 業 (人)	鉱 業 (人)	建設 業 (人)	製造 業 (人)	水熱電 道供給 業 (人)	通信 業 (人)	運輸 業 (人)	卸売小 売業 (人)	金融保 険業 (人)	不動産 業 (人)	サービス 業 (人)	公 務 所 の 他 (人)	備 考
市町村名																
甲賀市	43,303	1,469	77	4	29	2,134	14,332	83	2,240	5,452	472	335	14,039	1,172	1,465	
計	43,303	1,469	77	4	29	2,134	14,332	83	2,240	5,452	472	335	14,039	1,172	1,465	
比率 (%)	100	3	0	0	0	5	33	0	5	13	1	1	33	3	3	

資料：令和2年国勢調査

2 経営耕地広別農業経営体数及び耕地の分散状況

区 分	農 業 (經 営 体) 数	經 営 耕 地 広 別 農 業 經 営 体 数 (經 営 体)														1 經 営 体 当 た り 平 均 農 用 地 面 積 (ha)					耕 地 の 分 散 状 況		備 考
		0.3 ha 未 満	0.3 ～ 0.5 ha	0.5 ～ 1.0 ha	1.0 ～ 1.5 ha	1.5 ～ 2.0 ha	2.0 ～ 3.0 ha	3.0 ～ 5.0 ha	5.0 ～ 10.0 ha	10.0 ～ 20.0 ha	20.0 ～ 30.0 ha	30.0 ～ 50.0 ha	50.0 ～ 100.0 ha	100.0 ～ 150.0 ha	150.0 ha 以 上	田	畑	樹 園 地	小 計	草 地	計	団 一 地 数 当 た り	
市 町 村 名																							
甲 賀 市	####	19	319	528	244	131	96	76	53	35	10	15	5	1	-	2.1	0.1	0.2	2.4	-	2.4	-	-
計	####	19	319	528	244	131	96	76	53	35	10	15	5	1	0	2.1	0.1	0.2	2.4	-	2.4	-	-
比 率 (%)	100	1	21	35	16	9	6	5	3	2	1	1	0	0	0	88	4	8	100	-	100	-	-

資料：2020年農林業センサス

3 主要家畜頭数

項目 市町村名	主要家畜								備考
	乳用牛 数量 (頭)	肉用牛 数量 (頭)	経営体数 (経営体)	経営体数 (経営体)	豚 数量 (頭)	経営体数 (経営体)	採卵鶏 数量 (100羽)	経営体数 (経営体)	
甲賀市	745	9	130	7	x	x	704	4	「x」は秘密保護上統計数値を公表しないもの
計	745	9	130	7	x	x	704	4	
100経営体当たり 数量(頭・100羽)	49		8			-		46	
飼養経営体数 割合 (%)	1		0			-		0	

資料：2020年農林業センサス

4 主要作物作付状況

市町村名		甲賀市				計		平均		備考
総耕地面積 (ha)		5,200				5,200				
総本地面積 (ha)		4,865				4,865				
作物名	区分	作付面積 (ha)		単位面積当たり収量 (kg/10a)		作付面積 (ha)		単位面積当たり収量 (kg/10a)		作付率 (%)
		作付面積 (ha)	単位面積当たり収量 (kg/10a)	作付面積 (ha)	単位面積当たり収量 (kg/10a)	作付面積 (ha)	単位面積当たり収量 (kg/10a)			
田	表作	2,580	501			2,580	501		53.0	
	裏作	305	238			305	238		6.3	
	大豆	307	102			307	102		6.3	
	小計	3,192				3,192			65.6	
畑	だいこん	4	-			4	-		0.1	
	にんじん	X	-			-	-		-	
	やまのいも	1	-			1	-		-	
	さといも	1	-			1	-		-	
	はくさい	X	-			-	-		-	
	キャベツ	X	-			-	-		-	
	ほうれんそう	1	-			1	-		-	
	ねぎ	6	-			6	-		0.1	
	たまねぎ	9	-			9	-		0.2	
	きゅうり	2	-			2	-		-	
	なす	2	-			2	-		-	
	トマト	3	-			3	-		0.1	
	その他	9	-			9	-		0.2	
	小計	38				38			0.8	
	花き	2	-			2	-		-	
	その他	109	-			109	-		2.2	
						-	-		-	
						-	-		-	
	小計	111				111			2.3	
	計	3,341				3,341			68.7	
市町村別延べ作付率 (%)		68.7								

資料：令和元年作況調査(収量は直近五年平均)、畑作物は2015農業センサス

5 農業の動向

項目	農 家			土 地		主 要 作 物		大 家 畜		地 域 指定等	備 考
	農 業 営 業 体 数	B	A	耕 地	B	作物名	B	家畜名	B		
変化の状況 (C年を100とする指数)	農業 営業 体 数	83	64	98	92	水 稲	99	乳用牛	89	農業振興地域 地域指定 平成21年度 整備計画 平成21年度	A: 令和2年 (農林業センサス) B: 平成27年 (農林業センサス) C: 平成22年 (農林業センサス)
	個人 営業 体 数	82	62	99	94	小 麦	75	肉用牛	-		
	団体営業 体 数 (法人)数	171	184	84	79	大 豆	86	豚	-		
	団体営業 体 数 (非法人)数	67	54	94	86			採卵鶏	47		
変化の理由	後継者不足や、高齢化により農業営業体数が減少する一方、担い手の育成により団体営業体(法人)は増加。			農地転用等による耕地面積の減。		気候やばらばら条件等により、麦・大豆の作付に向かない地域では、非主食用米へ転換してきたことにより、小麦、大豆の作		畜産農家数は減少しているが、乳用牛、採卵鶏とも生産量を維持。			

資料：2020, 2015, 2010年 農林業センサス、作物統計

「-」…統計数値の非公表等で、変化の状況把握ができないもの

第7節 地域環境の概況

1 自然環境

本地区は、滋賀県南東部に位置し、東は鈴鹿山脈、南西は田上山に続く信楽の山地があり、鈴鹿山脈を源とする県内最大の河川である野洲川が市域中央を東から西に流下している。

野洲川や杣川の両岸には、平坦な河岸段丘が見られる。鈴鹿、信楽の両山地の間には、県内最大の丘陵地が広がっており、浸食が進み樹枝状の複雑な谷を形成している。

水口町の平坦地に広がる農地は、砂壌土地帯であり、ほ場整備も進んでいることから大規模水田作が展開可能な地帯である。甲賀町・甲南町に広がる農地は、重粘土地帯であり、土が硬く排水が悪いため、ほ場整備後も農作業が困難な状況である。

年間降雨量は1,500～1,600mmである。積雪量も特異な年を除いては、平野部で最高20cm前後であり、積雪日数・積雪量ともに少ない地域となっているが、東部の山間部では30cm以上積雪がある。降雪は11月から4月まで見られるが、4月から5月にかけて山岳地帯に晩霜があり、しばしば農作物に被害をもたらすことがある。

2 社会環境・地域指定

大阪・名古屋から100km圏内に位置し、近畿圏と中部圏をつなぐ国道1号、新名神高速道路が東西に走っている。JR草津線が地域を横断し、JR草津線貴生川駅を起点として近江鉄道本線・信楽高原鐵道がある。

水口町32集落、甲南町26集落、甲賀町21集落の79の農村集落からなる農業振興地域である。

3 生活環境

本地区を含む甲賀市は、滋賀県の南東部に位置し、近畿圏と中部圏をつなぐ場所に位置している。主要幹線道路として国道1号及び主要地方道草津伊賀線が地域を横断し、また国道307号が地域を縦断する広域交通地点である。さらに新名神高速道路が平成19年度に開通し、市内には甲賀土山IC、甲南IC、信楽ICが設置されている。

農業については、平野部では水田を中心とする平坦な農地を生かした土地利用型農業を展開しているが、山地及び丘陵部の農地は傾斜地が多い。

昭和38年より始まった第1次農業構造改善事業より、農業水利事業やほ場整備事業等により整備してきたが、老朽化の著しい施設もある。また、集落内の排水施設や防犯灯等の整備により安全性を確保することが求められている。

第3章 基本計画

第1節 事業計画の要旨

1 要 旨

土地基盤の整備については、昭和38年より始まった第1次農業構造改善事業より順次整備が進んできたが、老朽化の著しい施設もある。各地域の地理的条件等を踏まえ、効率性を考慮した持続的な営農が可能となるよう、土地改良施設の更新整備を進めていく必要がある。

2 事業別面積

事業名 土地利用区分	農業用排水施設整備												計	備考
	水田 (ha)	普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	道水路等 (ha)	小計 (ha)	水田 (ha)	普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	道水路等 (ha)	小計 (ha)		
事業目的														
農業用排水施設整備	8.72	0.08	-	-	-	8.80						-	8.80	
						-						-	-	
計	8.72	0.08	-	-	-	8.80						-	8.80	

第2節 営農計画及び土地利用計画

1 営農計画の概要

本地区の営農は、稲作を中心とした経営が主体であり、現在は農業従事者の高齢化等により個別経営体での持続的な営農が困難な状況となっている。本事業による整備により効率的かつ安定的な用水の確保、施設機能の維持を図り、集落営農の推進、機械の共同利用・共同作業により農業経営の安定化と地域農業の維持・向上を図る。

2 土地利用区分

事業名	土地利用区分		水 田 (ha)	普 通 畑 (ha)	牧 草 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	茶 園 (ha)	その他 (ha)	小 計 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
	現 況	計 画												
農業用排水施設整備	8.72	0.08	8.72	0.08	-	-	-	-	8.80	-	-	-	8.80	
	計	画	8.72	0.08	-	-	-	-	8.80	-	-	-	8.80	
計	現 況	計 画	28.40	0.08	-	-	-	-	8.80	-	-	-	8.80	
	計	画	8.72	0.08	-	-	-	-	8.80	-	-	-	8.80	

3 支付方式

3 支付方式

4 生産計画

事業名	項目 地名	作物名	作付面積 (ha)		作付率 (%)		単位面積当たり収量 (kg/10a)		生産量 (t)		同左生産量増減の内訳 (t)		備考
			現況	計画	現況	計画	現況	計画	現況	計画	面積増減	単位面積当たり収量増加	
農業用排水施設整備	水田	水稻	5.7	5.7	67	67	501	501	28.6	28.6	-	-	本地率 98%
		大豆	2.8	2.8	33	33	238	238	6.7	6.7	-	-	本地率 98%
		小計	8.5	8.5	100	100	102	102	2.9	2.9	-	-	本地率 98%
	裏作	小麦	2.8	2.8	33	33	102	102					
		小計	2.8	2.8	33	33							
	普通畑		11.3	11.3	133	133							
		小計											
	春夏作												
		小計	-	-	-	-							
	秋冬作												
		小計											
	合計		11.3	11.3	133	133							

※作付面積は本地面積

第3節 環境配慮

1 整備上の配慮等事項

- ・老朽化の著しい既設用排水施設の更新整備であり、周辺環境や既存の景観に影響を及ぼさないよう配慮する。

2 施行上の配慮等事項

- ・地区外への濁水流出防止に努める。
- ・近接に住宅がある地区もあるため、騒音・振動に配慮して施工する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 用水施設

- 1 貯水池 該当なし
- 2 頭首工 該当なし
- 3 揚水機 該当なし
- 4 用水路

項目 水路名	かんがい面積 (ha)			通水量 (m^3/s)	延長 (km)			構造	勾配	主要構造物	備考
	事業名		計		開きよ	トンネル その他	計				
	農業用排水施設整備										
用水路 5	8.80		8.80	0.0405	0.334	-	0.334	BF350、一 筆分水工、 水槽工、 屈曲工	-		
計	8.80		8.80		0.334	-	0.334				

- 5 その他かんがい施設 該当なし
- ### 第2節 排水施設
- 該当なし
- ### 第3節 道路及び索道
- 該当なし
- ### 第4節 農用地整備施設
- 該当なし

第5章 費用の概算

項 目	金 額 (千円)	備 考
用水路	12, 107	
小 計	12, 107	
測量試験費	3, 121	
小 計	3, 121	
合 計	15, 228	

第6章 効用

事業名	区分	項目	年増加見込効果額 (千円)	年増加見込所得額 (千円)	備 考
農業用水排水施設整備		作物生産効果	2, 938	2, 936	
		品質向上効果	1, 464	-	
		営農経費節減効果	△ 303	-	
		維持管理費節減効果	△ 62	103	
		国産農産物安定供給効果	699	-	
		計	4, 736	3, 039	

<参考>

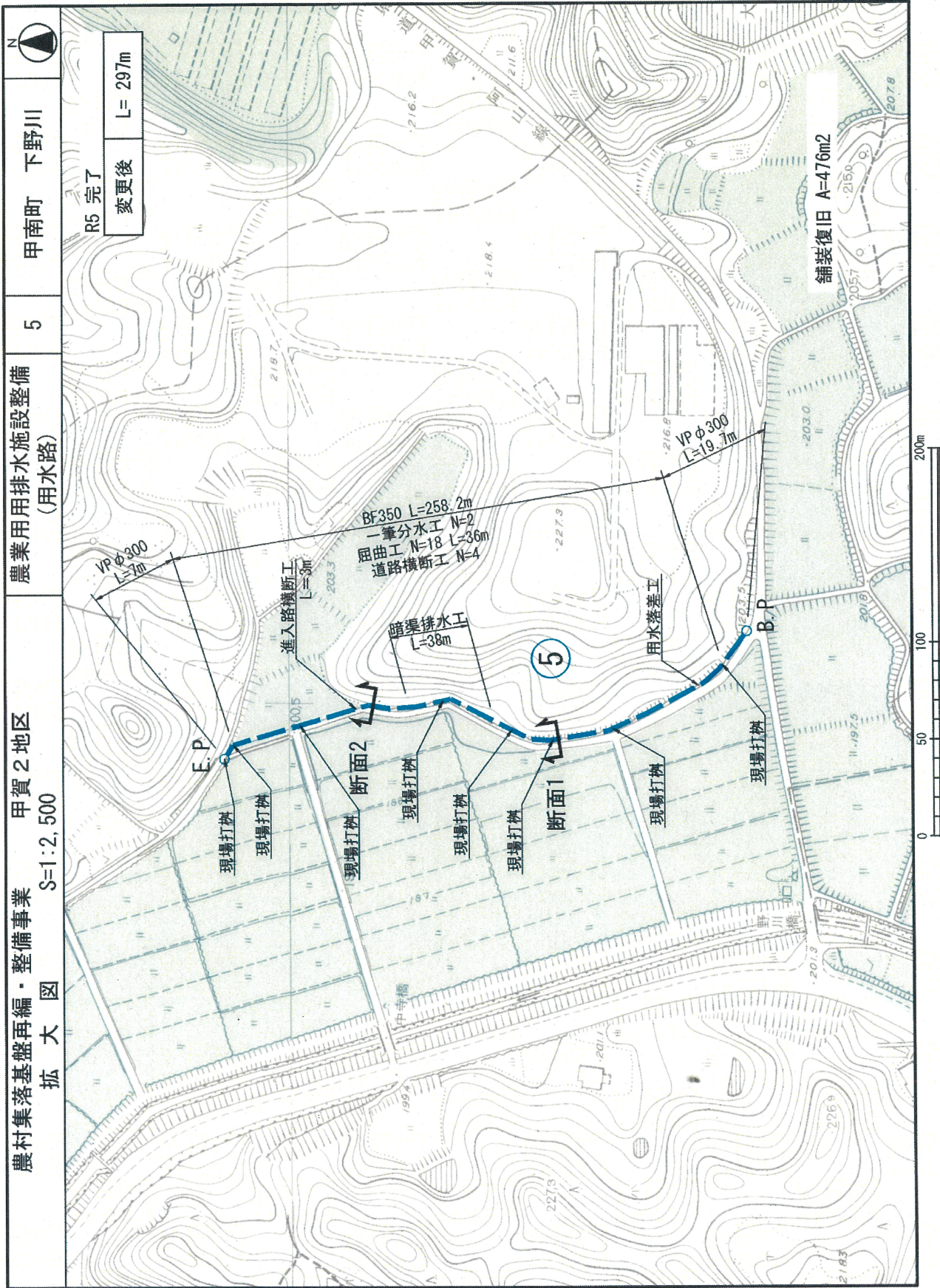
総便益額： 97, 220 千円

第7章 他の事業との関係

該当なし

第8章 計画概要図

別添のとおり



(2) 事業費の負担区分の予定および 地元負担の予定基準書

市営土地改良事業（甲賀２地区農村集落基盤再編・整備事業 甲南町下野川工区）における
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

１ 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 事業費 15, 228 千円

(2) 負担区分の予定

国庫負担	県負担	市町負担	地元負担
50%	14%	18%	18%

２ 地元負担の予定基準

本事業にかかる負担金は、甲賀市土地改良事業分担金徴収条例の定めるところにより賦課する。

○甲賀市土地改良事業分担金徴収条例

平成16年10月1日

条例第115号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、市の行う土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する法第36条の規定による土地改良事業によって利益を受ける者(以下「受益者」という。)の分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金納付義務者)

第2条 分担金を納付すべき者は、別表に定める事業に対し、次の各号に該当する者とする。

- (1) 法第3条に規定する資格を有する者
- (2) 土地改良事業の実施地域内に住所を有する住民及び法人
- (3) 土地改良事業の実施地域内で利益を受ける土地及び建築物の所有者

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、毎年度ごとに当該土地改良事業(農業体質強化基盤整備促進事業及び農地に係る災害復旧事業は除く。)に要する経費のうち国及び県から交付を受けた補助金の額を除いた額に2分の1を乗じた額の範囲内において市長が定める。ただし、公共性の高い事業又は環境整備事業については、市長が別に定める。

2 農業体質強化基盤整備促進事業及び農地に係る災害復旧事業の分担金の額は、毎年度ごとに当該土地改良事業に要する経費のうち国及び県から交付を受けた補助金の額を除いた額の範囲内において市長が定める。

(分担金の徴収方法)

第4条 市長は、前条の規定により決定した分担金の額を受益者に通知し、当該事業実施年度内において市長が定める期日までに徴収する。分担金の額を変更するときも同様とする。

(分担金に対する異議の申立て)

第5条 前条の規定により分担金徴収の通知を受けた者がその分担金の算定に異議のあるときは、市長に対して異議を申し立てることができる。

(急施の場合の特例)

第6条 法第96条の4において準用する法第49条の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその受益者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(分担金徴収の猶予等)

第7条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、受益者の申請に基づき分担金の徴収を猶予し、又は分担金を減ずることができる。

(農地転用に伴う分担金)

第8条 市長が指定する当該土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して、8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成されたものについて開田が行われる場合において当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田に係る農地(以下「開田農地」という。)につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金の額は、当該事業につき国又は県から交付を受けた補助金の額及び市の自己負担額の合計額に相当する金額を、当該転用農地又は当該開田農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

2 市長は、転用に係る土地の面積が知事が指定する面積を超えない場合、又は特に納付の必要がないものとして承認したときは、前項の分担金を免除することができる。

3 第1項の分担金の徴収方法については、第4条の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例(昭和34年水口町条例第4号)、土山町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和32年土山町条例第71号)、農村総合整備事業の経費の賦課徴収に関する条例(平成8年土山町条例第16号)、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和30年甲賀町条例第54号)、町営により施工する農地及び農林業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和35年甲賀町条例第5号)、甲南町土地改良事業分担金徴収条例(平成元年甲南町条例第9号)又は町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和35年信楽町条例第6号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により現に行われている事業に係る分担金の徴収については、なお合併前の条例の例による。

付 則(平成25年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

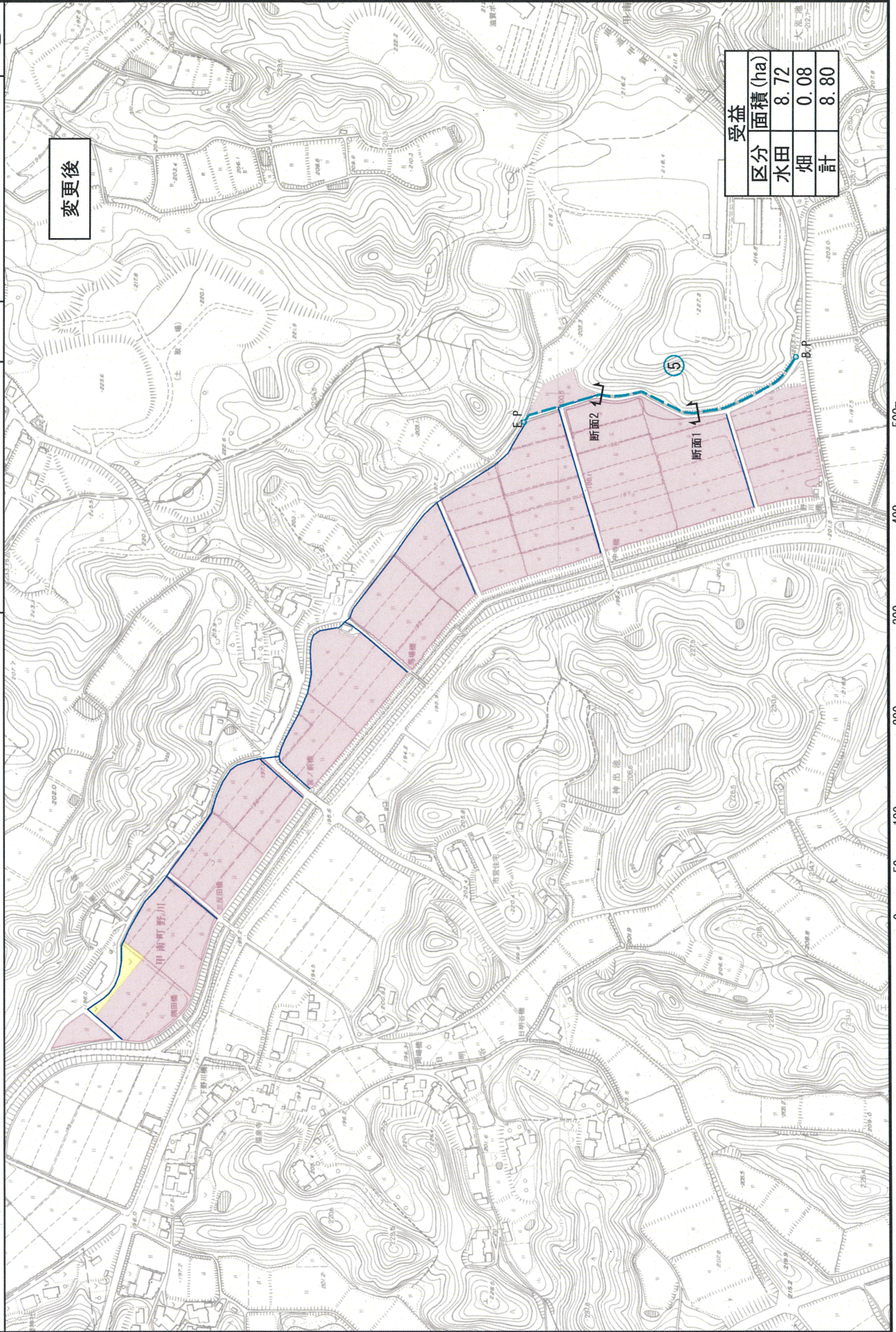
別表(第2条関係)

種別	事業名
農業生産基盤整備事業	かんがい排水事業
	ほ場整備事業
	土地改良総合整備事業
	農地開発事業
	基盤整備促進事業
	農業体質強化基盤整備促進事業
農村整備事業	農道整備事業
	農村総合整備事業
農地保全管理事業	防災事業
	保全事業
	管理事業
災害復旧事業	災害復旧事業
県単独小規模土地改良事業	県単独小規模土地改良事業

(3) 土地改良事業の施行にかかる地域を記載した書面



変更後



受益	
区分	面積 (ha)
水田	8.72
畑	0.08
計	8.80